

1963年6月13日(第3回目)

1. 開会式及び懇親会(午前1時20分~午後4時32分)

2. 応招議員は次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	天久義太郎	2番	比嘉定彌	3番	天久稻吉	4番	雄連弘得行男
2番	石川真六	6番	仲村泰一	7番	稻又伊佐里	5番	盛正真致行
3番	石田英正	9番	寺田里慶	10番	堀井昌	6番	佐里島武
11番	石川繁	12番	大川城盛	13番	吉宮昌助	14番	吉宮武
14番	仲村喜永	15番	市川城盛	16番	吉宮武	17番	吉宮武
17番	伊佐貞寿	18番	市川幸助	19番	吉宮武	20番	吉澤政清次郎
20番	仲村盛光	21番	吉澤政清次郎				

3. 不応招議員は次の通りである。

4番 安政富 城信

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応招議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議案説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村泰勝 助役 具屋真鄉 取扱役 仲村泰松
総務課長 松川正義 財政課長 当山泰喜 経営課長 沢山一
建設課長 島袋昌彦 水道課長 真里裕俊

7. 本会誌の書記は次の通りである。

書記長 松川正儀 書記 具屋泰 伊佐正義

8. 議事録は次の通りである。

議程第1 議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例

議程第2 議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例について

議程第3 議案第5号 市道の道路工事(倒露を含む)早急議案について

議程第4 議案第6号 市体裁への助成方議案について

議程第5 議案第7号 市道旅費への助成方議案について

議程第6 議案第26号 宜野湾市議会規則設置条例の一部を改正する条例について

1963年6月13日(第3回目)

1. 開議並びに散会時刻(午前10時20分~午後4時32分)

2. 応招議員は次の通りである

議席	氏	名	議席	氏	名	議席	氏	名	議席	氏	名
1番	天	久	豪	太	郎	2番	比	嘉	亮	久	雄
5番	石	川	真	六	大	6番	伸	村	果	稻	康
8番	石	田	英	正	繁	9番	安	里	明	又	弘
11番	石	川	喜	永	12番	大	宮	川	昇	伊	得
14番	仲	村	貞	昌	15番	官	城	城	昌	佐	行
17番	伊	佐	寿	18	申	里	盛	幸	助	里	男
20番	仲	村	盛	光	21番	古	誠	清	次	島	盛

3. 不応召議員は次の通りである。

4番 安次富 盛信

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応召議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、議案説明のため出席したものは次の通りである。

市長 仲村 春勝 助役 吳屋 真徳 収入役 仲村 春松
総務課長 松川 正義 財政課長 当山 壱喜 経済課長 沢し 安一
建設課長 島袋 昌兼 水道課長 真里 将俊

7. 本会議の書記は次の通りである。

書記長 松川 正儀 書記 黒屋 繁 伊佐 正義

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1 議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の1部を改正する条例

日程第2 議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例について

日程第3 陳情第5号 市道の道路工事(側溝を含む)早急陳情について

日程第4 陳情第6号 市体協への助成方陳情について

日程第5 陳情第7号 市造旅会への助成方陳情について

日程第6 議案第20号 宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第21号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について

9. 会議の頃末

議長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より第3回目の会議を開きます（午前10時20分）

議長～議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例を上程致します。本案は質疑の段階において、総統審議になつておりましたので質疑を願います。

議長～請体照致します。（午前10時23分）

議長～再開致します。（午前11時7分）

議長～議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例について議長の段階において総統審議にしたいと思いますが、御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階において総統審議と致します。

議長～エキ番、18番、19番議員の出席を報告致します。

議長～次は議案第25号、宜野湾市上下水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。
本案については、質疑の段階において総統審議となつておりましたので質疑を求めます。

5番～この改正案は、現行条例に取つて、金額の面が改正ねらいであります
が、私が質問したいのは、第2号、営業用の所にある超過水量に対する
料金算定の条文であります。超過水量100立方米まで、300と云
うふうに、順次ようが、増す場合も、料金算定の条文になつております
が、200立方米をちょうど超過水量が200立方米になつた場合
にこの超過水量の算定はこの条文に従いますと、11立方米に14仙
の場合で240立方米全部計算するんですか？

水道課長～知識した分ですか？

日程第7 議案第21号 宜野湾市職員定数条例の一部を改正する条例について

9. 会議の顛末

議長～出席議員16名であります。市町村自治法第53条の規定により議会は成立致しますので、只今より第3回の会議を開きます。
(午前10時20分)

議長～議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例を上程致します。本案は質疑の段階において、継続審議になつておりましたので質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午前10時23分)

議長～再開致します。(午前11時7分)

議長～議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例について質疑の段階において継続審議にしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め本案は質疑の段階において継続審議と致します。

議長～14番、18番、19番議員の出席を報告致します。

議長～次は議案第25号、宜野湾市上下水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。
本案については、質疑の段階において継続審議となつておりましたので質疑を求めます。

5番～この改正案は、現行条例に取つて、金額の面が改正ねらいであります
が、私が質問したいのは、第2号、営業用の所にある超過水量に対する
料金算定の条文であります。超過水量100立方メートルまで、300と云
うふうに、順次ようが、増す場合も、料金算定の条文になつております
が、200立方メートルをちょうど超過水量が200立方メートルになつた場合
にこの超過水量の算定はこの条文に従いますと、11立方メートルに14仙
の場合は200立方メートル全部計算するんですか、

水道課長～超過した分ですか、

5番～だから超過水量がですね、基本水量10立方米を超えた超過水量がちょうど、やう然に200立方米であつた場合に、この200立方の超過水量に対する料金は、その200立方米全部を1立方米14セントの割合で計算しますか、

水道課長～お答えします、200立方米の場合には、最初に先ず10立方米までを2,00ドルとして、

5番～一寸待つて下さいよ、10立方米純水量が200立方米の場合ですよつまり超過水量がちょうど200立方米であつた場合に、この条文に従いますと、超過水量の料金はいくらになりますか、

水道課長～この場合には、100立方米までは、0,16セントの計算、残りの100立方米を0,14セントの計算で合計を出す訳です、

5番～200立方米の場合には、この200立方米に付き、100立方米までは、1立方米に0,16セントの割合で計算をし、100立方米超えた後の100立方に対して、0,14セントの割合になる算です、

水道課長～そうです、

5番～条文の趣旨がそである、しかしてこの条文は、あくまで超過水量200立方米全部に対し0,14セントの割合と云う解す以外は解しやくは出来ないんですか、若し、今の計算をするための趣旨だとすれば、たとえ趣旨がどうであれ条文の効力はあくまで条文に従つてしか効力は発生しない訳ですが、その辺はどうお考元になりますか、その条文に従いますと、200立方米が超過水量であつた場合には200立方米全需要に対して、1立方米0,14セントの割合と云う計算以外は、それは解しやくは成り立たないですが、今先の條例の様に200立方米に付き100立方米までは、1立方米に0,16セントの割合と云うふうな計算にならないです、これはち論現行条例にそうなつております、200立方米は、全需要に対して、0,14セントの割合で計算する、これ以外の解しやくはありえないと思いますが、若してこの条文に従つて計算した場合に従、超過水量が100立方米の場合よりも、300立方米の場合には少くづくと云うことになる訳けです、つまり300立方米の超過水量の場合よりも超過水量が100立方米の場合の料金は安くなると云うふうに、手品な見たいな料金が出て来ますが、むじゆんした料金が心

水道課長～この給水料の料金制は、原則でござりますので、最初に基本水量が、原則が無計されますのでこの時にこの100立方、300立方以上と、これが~~は~~過誤読みたいになつておりますが、この算定は

5番～だから超過水料がですね、基本水量10立方米を超えた超過水料がちょうど、やう然に200立方米であつた場合に、この200立方の超過水料に対する料金は、その200立方米全部を1立方米14セントの割合で計算しますか、

水道課長～お答えします。200立方米の場合は、最初に先ず10立方米までを2,00ドルとして、

5番～一寸待つて下さいよ、10立方が水料が200立方米の場合ですよつまり超過水料がちょうど200立方米であつた場合に、この条文に従いますと、超過水量の料金はいくらになりますか、

水道課長～この場合には、100立方までは、0,16セントの計算、残りの100立方米を0,14セントの計算で合計を出す訳です。

5番～200立方米の場合は、この200立方米に付き、100立方米までは、1立方米に0,16セントの割合で計算をし、100立方を超えた後の100立方に対して、0,14セントの割合になる訳ですね、

水道課長～そうです。

5番～条文の趣旨がそうである。しかしこの条文は、あくまで超過水料200立方米全部に対して0,14セントの割合と云う解す以外は解しやくは出来ないんですか。若し、今の計算をするための趣旨だとすれば、たとえ趣旨がどうであれ条文の効力はあくまで条文に従つてしましか効力は発生しない訳ですが、その辺はどうお考えになりますか。その条文に従いますと、200立方米が超過水量であつた場合には200立方米全需要に対して、1立方米0,14セントの割合と云う計算以外は、それは解しやくは成り立たないですが、今先の説明の様に200立方米に付き100立方米までは、1立方米に0,16セントの割合と云うふうな計算にならないです。これはもち論現行条例にそうなつております。200立方米は、全需要に対して、0,14セントの割合で計算する。これ以外の解しやくはありえないと思いますが、若しこの条文に従つて計算した場合には、超過水量が400立方米の場合よりも、300立方米の場合は高くつくと云うことになる訳けです。つまり300立方米の超過水量の場合よりも超過水量が400立方米の場合は料金は安くなると云ふように、手轡な見たいな料金が出て来ますが、むじゅんした料金が

水道課長～この給水量の料金制は、重料制でございますので、最初に基本水量が、差額が集計されますのでこの時にこの100立方、300立方以上と、これが~~3~~巡課税みたいになつておりますが、この算定は

これの道の方法でございますが、結局、毎量の使用、水量の多くなるに従つて、1立方メートルの料金は安くサービスしておると、こう云う料金の設定になつております。

5番～私がお聞きしたいのは、今の課長の説明にもありました様に超過水費に対する料金算定は、いわゆる定額方式を取ると云うふうな趣旨は良くわかります、しかし、趣旨がどうであれ、そのまま趣旨をそのままの通り条文におけるわけのために、その条文は設置株はなきないと云う考え方で、私は見ていますが、いわゆる供給は市当局である需要者は市長一般である場合には、この条文の会則をみて初めて将来、料金の問題で紛糾が起ることも予想されます、つまり、超過水量400立方メートルの使用者は、この条文の通り計算した場合には、それは、市当局が考えていた様ないわゆる趣旨にそつた答えは出て来ないはずで、300立方メートルよりも400立方メートルの使用者が、料金は安くなると云うふうなむじゅんな結果になります、この条文に範いますと、何段かと申しますと、200立方メートルの量を例に取りました場合には超過水量、200立方メートルまで、その内の分割にも1立方メートル増すごとにと書いてあるのは、200立方メートルは、いわゆる全部に対してと記すふうにしかならないんです、これは、たとえ市当局がそう云う趣旨の条文であると説明されても、需要者は条文の通り正確に解しやすくした場合は、料金算定のいざとざが当然これは予想される問題でありますので、もう少し時間をかけて、検討して戴きたいと思つておきます。

議長～冒頭懇意致します。（午前11時55分）

議長～再開致します。（午前11時25分）

5番～之等の営業用の所の条文について、市長に質問致します。
超過水量、200立方メートルまで、1立方メートル増すごとに、1%もシトであるのを、0.1%もシトと云う所の条文の解しやすくつけて質問致します、この場合に、上の条文の解しやすくて、1立方メートルを0.1%もシトの場合で計算する水量は、200立方メートル、全部であるのか、その内200立方メートルの内1%もシトであるのか、はつきりした見解の答弁をお願い致します。

市長～水質の基準を最初に10立方メートルまでを基本として計算し、この超えた分を100立方メートル、200立方メートル、300立方メートル、それを以上と云うふうに區切つてあります。最初の10立方メートルまでの計算の場合は100立方メートルまでの間の計算が、この超過水量について、0.1%もシトとなる。1%もシトになると云うふうにはつきり挙ねられております。今度はこれが元になつて、次の100を超して200までの間を、いわゆる今までの100までのものを基本にして、又

これの逆の方法でございますが、結局、総量の使用、水量の多くなるに従つて、1立方米の料金は安くサービスしておると、こう云う料金の設定になつております。

5番～私がお聞きしたいのは、今の課長の説明にもありました様に超過水料に対する料金算定は、いわゆる定限方式を取ると云ふような趣旨は良くわかります。しかし、趣旨がどうであれ、そのまま趣旨をそのまま条文においていためには、その条文は意味はないと言ふ考え方で、私は見ていますが、いわゆる供給は市当局である需要者は市民一般である場合は、この条文の会則をめぐつて将来、料金の問題で争が起ることも予想されます。つまり、超過水量400立方の使用者は、この条文の通り計算した場合には、それは、市当局が考えている様ないわゆる趣旨にそつた答えは出て来ないはずです。300立方米よりも400立方米の使用者が、料金は安くなると云ふようなむじゅんな結果になります。この条文に従いますと、何故かと申しますと、200立方米の量を側に取りました場合には超過水量、200立方米まで、その次の分割にも1立方米増すごとにと書いてあるのは、200立方米は、いわゆる全部に対してと云ふうにしかならないんです。これは、たとえ市当局がそう云う趣旨の条文であると説明されても、需要者は条文の通り正確に解しやくした場合は、料金算定のいざこざが当然これは予想される問題でありますので、もう少し時間をかけて、検討して戴きたいと思つております。

議長～暫休憩致します。（午前11時15分）

議長～再開致します。（午前11時25分）

5番～2号の営業用の所の条文について、市長に質問致します。

超過水量、200立方米まで、1立方米増すごとに、0.17セントとあるのと、0.14セントにと云う所の条文の解しやすくについて質問致します。この場合に、この条文の解しやすくは、1立方米を0.14セントの割合で計算する水量は、200立方米、全部であるのか、その内200立方米の内100立方であるのか、はつきりした見解の答弁をお願い致します。

市長～水量の基本を最初に100立方米までを基本として計算し、この超えた分を100立方米、200立方米、300立方米、それ以上と云ふように区切つてあります。最初の100立方米までの計算の場合に100立方米までの間の計算が、この超過水量について、0.20セントと0.16セントにすると云ふように、はつきり変わっております。今度はこれが元になつて、次の100を超して200までの間を、いわゆる今までの100までのものを基本にして、又

次のオーバーした超過した水量の計算は、200を超過した分に対しても、14セントの計算になつてゐる。それから更に200を基本として、更にそれをオーバーした分の超過する基本は又超過した分にそこにそろ計算にすると、云うふうにちやんとありますから、それを超過する分に対して、即ち200の次には、300立方メートルまでの間のその水量の1立方メートル単位の計算を算出してみると、いわゆる前に計算された水量いつも基本を見て、又超過する分の水量の計算をこれに示してあるとこう云うふうに私は解しやすくされるとこう思つてあります。

5番～市長の答弁は、私の質問にはなつております、私の質問は、超過水量が200立方メートルまでの場合は、その200立方メートルを超過料金を計算する場合に、1立方メートル、14セントの割合で計算する水量は200立方メートル全部であるのか、又は200立方メートルの内100立方メートルであるのか、私が質問したのはその2点であるのに。

市長～おしえて100立方メートルや100立方メートルまでの計算が前にないとするならばすく200立方メートルだけの今おつしやる様な解しやすくが出来て来ますが、まことにちやんと100立方メートルまではこうしてやる、100立方メートルまではこうしてやる、その次に真に200立方メートルの計算の条項が出て来るが、前のものとの差異に立つての次の計算でありますので、今おつしやる様な見解はいきなりすぐ200立方メートルまで出た場合には今の解しやすくが出来ますが、前の区間でちやんと示されてるので、200立方メートルをこの計算で行くと云うことは、これは出来ないと想うのであります。

議長～質問を承ります。(午前2時27分)

議長～再質問を承ります。(午前2時28分)

5番～もうとゆつくりした質問便いで質問致しますから、要領のいい答弁をお願い致します、納得が出来様な、つまり超過水量と云うのはあくまで基本水量の100立方メートルを超過した水量であります、私が聞いているのは、即ちその超過水の話してあります、それは念頭に置いて聞かせて下さい、との改正条文の中の超過水量200立方メートルの条項があります、この条文だけ、その部分だけについて、解しやすくの仕方についてを質問致します、超過水量200立方メートルまで1立方メートルを増すとに、14セントとあるのを、14セントにどう云うふうな条文になつていますが、この条文の解しやすくについて質問致します、その場合のいわゆる超過水量200立方メートルの料金算定をする場合には、1立方メートル、14セントの割合と云う計算は、200立方メートル全部に適用するのか、それとも200立方メートルの内100立方メートルにしか適用しないのか、どちらが正しい解しやすくてありますか、その答弁をお願いします。

次のオーバーした超過した水量の計算は、200を超した分に対しても、14セントの計算になつてゐる。それから更に200を基本として、更にそれをオーバーした分いわゆる基本は次々超過した分にそこにそう計算にすると、云うふうにちゃんとありますから、それを超過する分に対して、即ち200の次には、300立方米までの間のその水量の1立方米単位の計算を準備して來ると、いわゆる前に計算された水量いつも基本を見て、次々超過する分の水量の計算をこれに示してあるとこう云うふうに私は解しやすくされるとこう思うのであります。

5 番～市長の答弁は、私の質問にはなつております。私の質問は、超過水量が200立方米までの場合は、その200立方米を超過料金を計算する場合に、1立方米0.14セントの割合で計算する水量は200立方米全部であるのか、或は200立方米の内100立方米であるのか、私が質問したのはその2点であるのに。

市 長～若し100立方米や100立方米までの計算が前につけるならばすぐ200立方米だけの今おつしやる様な解しやすくが出来て来ますがまえにちゃんと100立方米まではこうしてやる。100立方米まではこうしてやる。その次に更に200立方米の計算の条項が出て来ますが、前のものとの条項に立つての次の計算でありますので、今おつしやる様な見解はいきなりすぐ200立方米まで出た場合には今の解しやすくに出ますが、前の区画でちゃんと示されておるので、200立方米をこの計算で行くと云うことは、これは出来ないと想うのであります。

議 長～暫休致します。（午前11時27分）

議 長～再開致します。（午前11時28分）

5 番～もつとゆづくりした言葉便いで質問致しますから、要領のいい答弁をお願い致します。納得が出来る様な、つまり超過水量と云うのはあくまで基本水量の100立方米を超えた水量であります。私が聞いているのは、即ちその超過水の話であります。それは念頭において聞いて下さい。この改正条文の中の超過水量200立方米の条項があります。この条文だけ、その部分だけについて、解しやすくの仕方についてを質問致します。超過水量200立方米まで1立方米を増すごとに0.17セントとあるのを0.14セントにと云うような条文になつていますが、この条文の解しやすくについて質問致します。その場合のいわゆる超過水量200立方米の料金算定をする場合には、1立方米0.14セントの割合と云う計算は、200立方米全部に適用するのか、それとも200立方米の内100立方米にしか適用しないのか、どちらが正しい解しやすくなりますか、その答弁をお願いします。

市長～超過水量について、最初の100立方メートルまでの間いわゆる10立方メートルを超過した100立方メートルまでの間を超過水量と思います。そして100立方メートルまでの計算がなされて、そして後でしき超過水量と云うことになりますと、100立方メートルを超過した200の間を超過水量と見なす。即ち超過水量は最初の段階になつた。その水量と開き超過水料金の段階の水量と。各々超過した段階は同じでなしに、重つてくると思います。それで今おつしやる段階は前に10立方メートルまでの計算と100立方メートルまでの計算がないとするならば、すぐいきなり200立方メートルだけの計算に全部をやると云うふうな感じを致しますが前にちゃんと10立方メートルまでは、これだけであり、100立方メートルまでは、こう云うふうにしてやると云うふうに段階をつけてありますので、その超過水量は、ここでは200を超過した分に対するので云うふうに解しやすく出来ると思います。

寺番～今の市長の答弁は、つまりこの条文の解しやすくを云われたんありますか。それとも条文の趣旨を説明されたんありますか。私はこの条文の解しやすくについて答弁を求めてあります。今の市長の答弁は条文を提案した趣旨の説明でありますか。それとも解しやすくてはい、わかりました。

議長～質問休憩致します。（午前11時32分）

議長～再開致します。（午前11時58分）

議長～12番議員の巣市を報告します。

議長～質問休憩致します。（午後零時）

議長～再開致します。（午後2時10分）

1番～不倫の条例の改正で水道料金が高くなることは、大変結構なことだと思いますけど、この引下げられた比率の算定基礎はどう云うやあいな算定によつてなされたか、お伺い致します。

水道課長～この値下げの算定額を示せと云う様な質問だと解します。それで計算の方法は今までのも3年度の4月までの実績を計算致しましてその場合に新しいも4年度の予定の給水栓数、更に予定の固定水費それから出る所の固定金額、それと、それを出しましてそれで現在までの量までも4年度の固定料金一括計上した上でござります。も4年度の固定の予算が149、562、67と云う。も4年度の固定額が得ました。それでこの料金の値下げの目的にもあります様に利潤はその端緒住民に最大限に還元していく。料金の値下げをして住民にサービスをして行く。それが水道事業の本質であると思いま

市長～超過水量について、最初の100立方米までの間いわゆる10立方米を超した100立方米までの間を超過水量と思います。そして100立方米までの計算がなされて、そして後増した超過水量と云うことになりますと、100立方米を超した200の間を超過水量と見なす。即ち超過水量は最初の基本になつた、その水量と最も超過水量次の段階の水量と、各々超過した段階は同じでなしに、變つてくると思います。それで今おつしやる疑問は前に10立方米までの計算と100立方米までの計算がないとするならば、すぐいきなり200立方米だけの計算に全部をやると云うふうな感じを致しますが前にちゃんと10立方米までは、これだけであります。100立方米までは、こう云うふうにしてやると云うふうに段階をつけてありますので、その超過水量は、ここでは200を超した分に対するこう云うふうに解しやすく出来ると思います。

身番～今の市長の答弁は、つまりこの幾文の解しやすくを云われたんてありますか。それとも条文の趣旨を説明されたんてありますか、私はこの幾文の解しやすくについて答弁を求めたんてありますが、今の市長の答弁は条文を提案した趣旨の説明でありますか、それとも解しやすくてすな、はい、わかりました。

議長～暫く休憩致します。（午前11時32分）

議長～再開致します。（午前11時58分）

議長～12番議員の出席を報告します。

議長～暫休憩致します。（午後零時）

議長～再開致します。（午後2時10分）

1番～本会の条例の改正で水道料金が変くなることは、大変結構なことでございますけど、この引下げした比率の算定基礎はどう云うぐあいな算定によつてなされたか、お伺い致します。

水道課長～この値下げの算定額を示せと云う様な質問だと解します。それで計算の方法は今までの63年度の4月までの実績を計算致しましてその場合に新しい64年度の予定の給水栓数、更に予定の調定水量それから出る所の調定額、それと、それを掛ましてそれで現在までの量率で64年度の調定額を一応計上した訳でございます。64年度の調定の予算が145,862,67と云う、64年度の調定額が得ました。それでこの料金の値下げの目的にもあります様に利潤はその地域住民に最大限に還元して行く、料金の値下げをして住民にサービスをして行く、それが水道事業の本質であると思いま

すので、これからいくらか値下げが妥当の線であるかと、云うこと
を次元の 63 年度の実績に又か見て、そして各級料金に容てい用
営営用、その他全部年度別に今既に何セントを下げるか、次年の運
賃に支障をきたさない予算、又 63 年度の開定、それで基本料金に
おいて、20 セントそして今まで基本料金だけを値下げしまして、
超過料金にはふれでおりませんが、超過料金そのものの性質が、と
れはその使用水量に応じて、又市民にサービスをして行くこう云う
事になつております。それで基本料金においては、前の開定は、2
ドルでございますが、その場合に 1 立方で割ると 1 立方は 0.25
セントと云う計算になります。それで超過の方は 0.15 セントで
今までなされておりますが、その基本料金の 1 立方に對する比率は
6.0 ドルと云うサービスになつています。6.0 ドルのサービスになつて
おる、それでどの際基本料金を値下げする上においては、そのサー
ビスの超過料金においても実際にその改正をして行きたいとこう云
う点で、1.50 セントに對して、6.0 ドルの端数は全部切り上げて行
つておりますが、0.12 セントを云う額が出ております。それに營
業用の方も 1.00 立方までが 0.05 ドルと最初の 2.50 セントを云
うのは 1 立方 0.25 セントであつたと、それに 0.05 ドルをかけた場合には、0.20 セントと云う今までの超過料金でございましたが
今度 2 ドルにした場合には、それは 0.16 セントになる、それか
2.00 立方までは、6.0 ドルになる、それから 3.00 立方までは、今
までの 0.15 セントに對して、6.0 ドルは 0.12 セントになる。
それから 3.00 立方以上は、今までの 1.0 セントに對して 4.0 ドル
の 0.05 セントになる。こう云う計算でそれで、その他逆算を申し上げ
ますと、今までの実績からした場合の来年の開定が 145 千ドルを
云うことになりますが、その場合に、1.25, 0.19, 3.2 セントと
こう云うことになります、約 2 万ドルの減額と云うことになります
が、これは 1.4 ドルの差別料に 1.4 ドルの値下げと云うことにな
ります。それから実際のこの基本料金、超過料金の 0.05 を云つた場合
に就き、基本料金においては、1.0, 3 ドルそれから超過においては、
2.1, 4 ドルとの値下げの率になつております。併し申しまして
も公営事業である水道事業においては、大いにその経済性を發揮しま
して、その事業の運営がスムーズに行なわれる様に独立採算制と
云うことを考え、それで、それに要する事業に要する所の経費、運
営費でもございますね、運営費。それから水代、それから施設の費
用、城は又起債の償還、それから減価償却と、そう云う運営費をすべ
て十分まかなつて、それで余裕があるれば、それを施設の維持改修費
を十分渠していくと云う利潤が生じた場合には、それを最大限に化
石料に優先して行くと云うのが、水道事業のあり方じやないかと、
こう思つて今年度も努力して行きたいと思っております。

1 番～諸水社がふえたことによつて、一括値下げと云うことになつておりますが、この値下げした事によつて水道の基本料金の積算期間がな

すので、これからいくらか値下げが妥当の線であるかと、云うことを又元の63年度の実績に又かえつて、そして各栓数別に家てい開業用、その他全部年度別に今度は何セントを下げるか、次年の事業に支障をきたさない予算、又63年度の調定、それで基本料金において、20セントそして今まで基本料金だけを値下げしまして。超過料金にはふれておりませんが、超過料金そのものの性質が、これはその使用水量に応じて、又市民にサービスをして行くこう云う率になつております。それで基本料金においては、前の料金は、2ドルでございますが、その場合に8立方で割ると1立方は0.25セントと云う計算になります。それで超過の方は0.15セントで今までなされておりますが、その基本料金の1立方に対する比率は60%と云うサービスになつています。40%のサービスになつておる。それでこの際基本料金を値下げする上においては、そのサービスの超過料金においても実際にその改正をして行きたいとこう云う件で、1.50セントに対して、60%の端数は全部切り上げて行つておりますが、0.12セントと云う線が出ております。それに営業用の方も100立方までが80%とを最初の2.50セントを云うのは1立方0.25セントであつたと、それに80%をかけた場合には、0.20セントと云う今までの超過料金でございましたが今度2ドルにした場合には、それは0.16セントになる。それから200立方までは、68%になる。それから300立方までは、今までの0.15セントに対して、60%は0.12セントになる。それから300立方以上は、今までの10セントに対して40%の8セントになる。こう云う計算でそれで、その他差額を申し上げますと、今までの実績からした場合の来年の調定が145千ドルと云うことになりますが、その場合に、125.019.32セントとこう云うことになります。約2万ドルの減額と云うことになる訳ですが、これは14%の総対額に14%の値下げと云うことになります。それから実際のこの基本料金、超過料金の%を云つた場合には、基本料金においては、10.3%それから超過においては、21.4%とこの値下げの率になつております。何んと申しましても公営事業である水道事業においては、大いにその経済性を發揮しまして、その事業の運営がスムースに行なわれる様に独立採算制と云ふことを考へ、それで、それに要する事業に要する所の経費、運営費でもございますね、運営費、それから水代、それから施設の償却、或は又起債の償還、それから原価償却と、そう云う経費をすべて十分まかなつて、それで余ゆうがあれば、それを施設の維持改造費を十分果していくと云う利潤が生じた場合には、それを最大限に住民に還元して行くと云うのが、水道事業のあり方じやないかと。こう思つて今年度も努力して行きたいと思つております。

- 1 番～給水栓がふえたことによつて、一応値下げと云うことになつておりますが、この値下げした率によつて水道の基本施設の償還期間がな

が行くと云うことはありませんか。

水道課長～この値下げによつて、横濱市がのびるとか云うことは別にありません、貴社の方は先に新規改修から水道補助金が21,600百ドル入りましたが、それの1万ドル余りは、お返ししてあります。その分は結果、新規改修から利子と一ヶ月に最も年の年取からへらされて早くなつている様な状態で、これを延滞されると云うことには別にないと思つております。公用場営業用の方は、これは現在の所は最低の1立方に対しても、最低の0.8セントと云う大きなサービスをしておりますので、この面は別にサービスはしておりません。

1番～基本料金はいくらになつておりますか。

水道課長～基本料金は別に変つておりますん。

1番～いくらになつておりますか、現在は。

水道課長～基本料金は現在8,000ドル

1番～そこで一寸おたずねしたいんですが、同じ営業用でありますから、基本料金と超過料金の差が相当に當っている訳であります。その理由について御説明お願いします。例えば公用場営業用と一般の営業用の場合に、100立方を標準にして考えますと、相当の差額が當っている訳であります。この差額の当たる理由はどう云う理由でございますか。

水道課長～この差額は当初の条件による基本料金が影響していると思っておりますが、しかしながら、市は普通、営業用と公用場営業用とは、結局大衆の利益のためには、営業用と云いますと、急々利潤を求めている商店のことと云つておりますが、公用場用は一般住民に衛生面の向上でもつて、貢献すると云う意味で、多額使用者としてのサービスをおびているんではないかと、こう考えております。

1番～この場合ですが、家で用を100立方米を標準にして考えた場合とこの営業用の場合のいわゆる8,000ドルと云うことは、相当の差額になりますけど、それについての見解をお聞いします。

水道課長～基本料金と公用場営業用の基本料金とですか。確かに公よりは、公用場営業用の方が安くされております。

1番～その安くした理由はどうですか。

水道課長～これは今先申し上げました様に、大量に水を使い、そして又直接

がびくと云うことはありませんか。

水道課長～この値下げによつて、償還期間がのびるとか云うことは別にありません。償還の方は先に琉球政府から水道補助金が21,600百円入りましたが、それの1万ドル余りは、お返ししてあります。その分は結局、償還年限から利子と一緒に最後の年数からへらされて早くなつている様な状態で、これを延期されると云うことは、別にないと思つております。公衆場用の方は、これは現在の所は最低の1立方に対し、最低の日、8セントと云う大きなサービスをしておりますので、この面は別にサービスはしておりません。

1番～基本料金はいくらになつておりますか、

水道課長～基本料金は別に変つております。

1番～いくらになつておりますか、現在は、

水道課長～基本料金は現在8,00ドル

1番～そこで一寸おたずねしたいんですが、同じ営業用でありながら、基本料金と超過料金の差が相当に当たっている訳であります。その理由について御説明お願ひします。例えば公衆場営業用と一般の営業用の場合に、100立方米を基準にして考えますと、相当の差額が当たっている訳であります。この差額の出ている理由はどう云う理由でござりますか。

水道課長～この差額は当初の条例による基本料金が影響していると思つてゐる訳でございますが、しかしながら、市は普通、営業用と公衆場営業用とは、結局大衆の利益のためには、営業用と云いますと、色々利潤を求めている商売のことを云つておりますが、~~場~~場用は一般住民に衛生面の向上でもつて、貢与させると云う意味で、多量使用者としてのサービスをおびてゐるんではないかと、こう考えております。

1番～この場合ですが、家てい用を100立方米を基準にして考えた場合とこの営業用の場合のいわゆる8,00ドルと云うことは、相当の差額になりますけど、それについての見解をお伺いします。

水道課長～基本料金と~~場~~場営業用の基本料金ですか、家てい用よりは、~~場~~場営業用の方が安くされております。

1番～その安くした理由はどうですか、

水道課長～これは今先申し上げました様に、大量に水を使い、そして又直接

市長の御生前に相違して来ると。こう云う面から浴場用が特に安い料金で住民にサービスをすると云うことが~~事~~實言れておるところです。

19番～料金を安くすると云う意図に対しでは、賛成でございますが、29番、お伺い致します。

現在300粒を超したと、その理由によつて安くなると云う理由でござります、しかし水道と云うものは、果して現在全地域に引かれておるかと云うことを見た場合に、そうじやないと、花いしまして紫外線は高い程度、水道は引かれたものの、今後は都合ですね、田舎落葉ににおいては、未だ届いていないと、その理由としては、いわゆる~~事~~源から、この各處でいに引き込み、この距離が長いために担当多額の金がかかると、実際は水道を入れたいんだけれども入れることが困難ないど、そして入れて下れと云つた場合に、個人的な負担がかかると、從いまして特にそう云つた都落におきましては、その通り、いわゆる幹線的施設ですね、それを引いて水道を入れるべきだと考えます、そう考えました場合に、それ担当の金がかかると恐れます、果してこれだけ引き下げることによつて、各区域に水道を供給するまで何年かかるか、そしてその資金の出所はどう云うふうな面から検討されるか、そこをお伺い致します。

水道課長～前でいひの給水についてでございますが、今までにそう云うふうを計つては相当ございました、しかしながら、その面は現在まで、費用を相当被せられて、今までの給水に対しては、全額給水をしております、今後もそう云う距離的、或は100メートル、24メートル給水するのに、100メートル離れていると云うことは、ときたま給水栓数の伸びみの件数によつて、時間的に今まで、遅れること幾つかあります、ついでいりますが、利潤だけ浪費しても困りますが、その差を引いたことによつて、大半が給水の恩恵によくすると、そう云う理解を考えて、水道の給水をすると、しかしながら、その給水距離の問題を決してやらないんじやなくて、出来るだけ需要者の多い方面を先にやつて行きたいと頂いております。

19番～問題はですね、現在までは、いわゆる~~投資~~したその間に對する利潤を説くのは、大きかつた誤です、しかし、今後と云うもの就~~投資~~しないわゆる蓄積をした、その間に~~利潤~~してですね、その比例を計算しならん様とだと、その割を算しますれば、宜野湾、那覇、沖縄、その辺まではまだ貯蓄蓄積もやつてない現状だと思います、そこに水道を引いても、それが多額の~~投資~~をされども、利潤が貯蓄入るなれば安かつた場合ですね、必ずからそこに比例がかかるつて来るのね、結果はその償還の年数だと思つてます、そう云つた点ですねどう云うふうになつておるか。

市民の衛生面に関連して来ると、こう云う面から場用が特に安い料金で住民にサービスをすると云うことが案されておるところです。

19番～料金を安くすると云う意義に対しては、賛成でございますが、2・3、お伺い致します。

現在300栓を超したと、その理由によつて安く出来ると云う理由でございます。しかし水道と云うものは、果して現在全地域に引かれておるかと云うことを見た場合に、そうじやないと、従いまして市外地は或る程度、水道は引かれたものの、今度は部落ですね。旧部落地においては、未だ届いていないと、その理由としては、いわゆる幹線から、この各家ていに引き込む、この距離が長いために相当多額の金がかかると、實際は水道を入れたいんだけれども入れることが出来ないと、そして入れて下れと云つた場合に、個人的な負担がかかると、従いまして特にそう云つた部落におきましては、その通り、いわゆる幹線的距離ですね、それを引いて水道を入れるべきだと考えます。そう考えました場合に、それ相当の金がかかると思います。果してこれだけ引き下げることによつて、各全域に水道を供給するまで何ヶ年かかるか、そしてその資金の出所はどう云うふうな面から検討されるか、そこをお伺い致します。

水道課長～家ていへの給水についてでございますが、今までにこう云うふうな家ていは相当ございました。しかしながら、その面は現在まで、代用栓を相当設置されて、今までの給水に対しては、全部給水をしております。今後もそう云う距離約、或は100米も1、2幹給水するのに、100米も離れていると云うことは、ときたま給水栓数の申込みの件数によつて、時間的に今まで、遅れたこともあつちこつちございますが、利権だけ追及しても困りますが、その栓を引いたことによつて、大多数が給水の恩恵によくすると、そう云う順序を考えて、水道の給水をすると、しかしながら、その給水距離の問題も決してやらないんじやなくて、出来るだけ希望者の多い地域を先ず真先にやつて行きたいと思つております。

19番～問題はですね、今までには、いわゆる権益したその間にに対する利権のは、大きかつた訳です。しかし、今後と云うものは、権益したいわゆる施設をした、その間に比例してですね、その比例とか話しにならん様だと、その例を申しますれば、宣野博、志真志、その辺までは未だ幹線施設もやつてない現状だと思います。そこに水道を引いても、それだけ多額の権益はしたけれども、利権が結局入らないと云つた場合ですね、自ずからそこに比重がかかるつて來るのは、結局はその償還の年限だと思つてます。そう云つた点ですねどう云うふうになつてゐるか、

水道課長～今度のチ客でも一番困つておるのは、チ号線沿いの上原から、ずっと佐真下までの未給水地域の住民であります。それで市長さんの方針にもございました様に今年度はチ号線の一帯の計画を進めておる。こう云うふうに考えております。それでそう云う申し込みの都市的な形体をおびていないと云う地域で栓数が少い場合は、それは費逓の年限にも影響してのびていくんじやないかと、こう云うふうに考えられます。その地域住民に投資をする場合は特に地域住民の云々は負担において、その費逓をして行くと。これが公営事業のいきかたでございますし。是非チ号線は、そう云う目的で早めに起債でもつて給水をしていきたいとこう思つておる次第であります。

19番～今度アパートなんか獎勵しておりますが、そのアパートが出来を機合ですね、そのアパートへ給水は營業用として取扱うんですか、又家庭用として取扱うんですか。

水道課長～アパートに対しましては、今の所例がありませんので、はつきりした見解は持つておりませんが、これはアパートの中に部屋数が、世帯数が10けんとか、或は20けんとか計算されると思いますがその世帯に対する一戸一戸の給水であれば、それは家庭用でしか給水して、かかるべきもんじやないかとこう云うふうに考えます。

19番～今から出来るアパートと云うのは、方法上、施用1リの理由だと思います。そうなつた場合、一戸一戸に対するメーターを取り付けると云うことば、どうしても考え方のちがつたつて、そう云つたことを考観に入れた場合にどう取り扱うかと、

水道課長～今申し上げました様に各世帯への給水であれば、家庭用で計算されると云うふうに思われますが、全部そう云うことじやなくして全体的にその配管がされておると云うことになれば、当然その共同の考えば、販売ですか、そう云うものがあれほ、それはアパート營業として營業用が適用されるんじやないかとこう思います。

議長～質問致します。（午後2時40分）

議長～再質問致します。（午後2時56分）

議長～質疑も大体つきた様であります。質疑を打切ることに御異論ございませんか。

（具體なしと呼ぶ）

議長～質問がないものと認め、本題に対する質疑を打切ることに致しました。

水道課長～今度の　害でも一番困つておるのは、5号線沿いの上原から、ずっと佐真下までの未給水地域の住民でございます。それで市長さんの施設方針にもございました様に今年度は5号線の一帯の計画を進めておる。こう云ふうに考えております。それでそう云う申し込みの都市的な形体をおびていないと云う地域で栓数が少い場合は、それは償還の年限にも影響してのびていくんじやないかと、こう云ふうに考えらますが、その地域住民に権利をする場合は特に地域住民の云えど負担において、その償還をして行くと、これが公営事業のいきかたでございますし、是非5号線は、そう云う目的で早めに起債でもつて給水をしていきたいとこう思つておる訳であります。

19番～今後アパートなんか奨励しておりますが、そのアパートが出来た場合ですね、そのアパートへ給水は営業用として取扱うんですか、又家てい用として取扱うんですか。

水道課長～アパートに対しましては、今の所例がありませんので、はつきりした見解は持つておりませんが、これはアパートの中に部屋数が、世帯数が10けんとか、或は20けんとか施設されると思いますがその世帯に対する一戸一戸の給水であれば、それは家てい用でしか給水して、しかるべきもんじやないかとこう云ふうに考えます。

19番～今から出来るアパートと云うのは、方法上、結局1つの理由だと思います。そうなつた場合、一戸一戸に対するメーターを取り付けると云うことは、どうしても考えられないものであつて、そう云つたことを考慮に入れた場合にどう取り扱うかと、

水道課長～今申し上げました様に各世帯への給水であれば、家てい用で使用されると云ふうに思われますが、全然そう云うことじやなくして全体的にその配管がされておると云うことになれば、当然その共同の云えど、合所ですか。そう云うものがあれば、それはアパート営業として営業用が適用されるんじやないかとこう思います。

議長～質問致します。(午後2時40分)

議長～再開致します。(午後2時54分)

議長～質疑も大体つきた様でありますが、質疑を打切ることに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致しま

す。」(午後3時20分)

議長～では本題に対する討論を求めます。

1番～水道料金の値下げにつきましては、住民がかねてから熱烈しておつたものでございまして、特に今度はこの値下げにより水道事業に何ら影響を及ぼさないと云うことございまして、原案に賛成致しました。

議長～外に要つた意見はありませんか。

議長～なければ討論を切りたいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を切りことに致します。

議長～議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例についてを採決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、全会一致でもつて、議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例については、原案通り可決採決を致します。

議長～質疑の順に從いて、議案第26号、市道の道路工事（側溝を含む）早急に実行についてを上程致します。本件は質疑の段階において経緯審議にておつてありましたので質疑を請います。

議長～次は質問第1項、陳情第4号、市道の道路工事（側溝を含む）早急に実行についてを上程致します。本件は質疑の段階において経緯審議にておつてありましたので質疑を請います。

議長～質疑を請います。(午後3時30分)

議長～再開致します。(午後3時31分)

1番～陳情案件は4項目に渡る要請事項がなされておりますが、一路この要請事項の内容は当局が認識していると云う前提で質問致します。

す。

議長～では本案に対する討論を求めます。

1番～水道料金が値下げにつきましては、住民がかねてから熱望しておつたものでございまして、特に今圓はこの値下げにより水道事業に何ら影響を及ぼさないと云うことでございますので、原案に賛成致します。

議長～外に要つた意見はありませんか。

議長～なれば討論を打切りたいと思いますが、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、本案に対する討論を打切ことに致します

議長～議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例についてを表決に付します。

議長～原案に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、全会一致でもつて、議案第25号、宜野湾市上水道給水条例の一部を改正する条例については、原案通り可決決定致します。

議長～日程の順に従いまして、議案第26号であります。これは予算の審議と一緒にやりたいと思いますので、これは後まわしにしたいと思います。それから日程15も議案が未だ届いておりませんので、これも後まわしにしたいと思います。

議長～次は日程第16、陳情第5号、市道の道路工事(側溝を含む)早急陳情についてを上程致します。本陳情は質疑の段階において継続審議になつておりましたので質疑を願います。

議長～暫休憩致します。(午後3時30分)

議長～再開致します。(午後3時31分)

5番～陳情案件は4項目に渡る要望事項がなされておりますが、一応この要望事項の内容は当局が認識していると云う前提で質問致します。

当局はこの要請事項に対しまして、どう云うふうなお考え方を持つておられますか、ちゃんとした構想がありましたら、それをお聞かせ願います。

市長～この質問はこの前、私新城市の部落難民会で聞いたのであります。先ずここに陳情の要件は今審友名を皆天間との間に高射砲隊が開放になつて、そして、その地主の組合で、区画を整理して今建物が建てつつある所の地域であります。そこの所の道路や排水工事を急いでやつてもらいたいと云う陳情だとこう思つております。一応、これは先ず市として、市の予算でやるとするならば、いわゆる市道市道に認定せねばいかんじやないかと、こう思うのであります。その認定については、この市道に認定する場合には、どう云う手続がある。それからあの地域になりますと、各地主で交換合意で済かいた沢山の通りがありますが、結局こう云うものは、市道以外は部落道路と云うかつこうになります。これまでも全市市の方の予算でやつてあると云うことは、これはおそらく困難だとこう思うのであります。これは、もちろんそのお互いにこの地主が無つて何労車かで土地を出して、そしてこの工事をすると云う計画で最初地主の組合も立てたいと思いますので、地主の組合でその分をやり、又市道としてどの勞をやると云うこの認定が先ではないかと、こう思うのであります。尚、前から何んとかして、これをこの計画を早く市に移して市としてやつてもらいたいと云う要望もありましたが、一応はそう云う精算の算路がどの程度延んで、そしてちゃんと引き継げる様になつておるかどうかと云うことにについて、未だ充分にキナリ手しておりませんので、その他の詳い点については、課長の方からこれを進めるにはどう云うふうにしちゃいかんと云うことを、補足してもらつて、一応私の見解を申しのべたいとこう思つております

5番～今の課長の御説明では、この場所は、いわゆる道路は、市道に認定すべきであると云うふうに答弁されたと解しやすくしてよいでですか、

市長～市道に認定すべきものは、どれどれであるかは、先ず最初に認めてその認定後に市はそれに工事を始めるのが一般的の、

5番～この4ヶ所の内市道に認定してもいいと思われる様な場所がありますか、現在の段階で、

市長～大体市道の認定はですね、これは私、以前のものからこう最近この何はもう少し課長の方から詳しく聞くことにしました。部落から市役所にかよう道路、或は部落から外部に通ずる道路、こう云うものは埼玉市町村道として、大方認されておつたとこう思つておりますが、現在の新城市域において、どれどれを市道として認定すべ

当局はこの要望事項に対しまして、どう云うふうなお考えを持つておられますか、ちゃんととした構想がありましたら、それをお聞かせ願います。

市長～この隙情はこの前、私新城の部落幹談会で聞いたのであります。先ずここに陳情の要件は今喜友名と普天間との間に高野坂隊が開放になつて、そして、そこの地主の組合で、区画を整理して今建物が建てつつある所の地域でありますが、その所の道路や側工事を急いでやつてもらいたいと云う陳情だとこう思つております。一応、これは先ず市として、市の予算でやるとするならば、いわゆる市道市道に認定せねばいかんじやないかと、こう思うのであります。その認定については、この市道に認定する場合には、どう云う手続がある。それからあの地域になりますと、各地主で交換分合で續かい沢山の通りがありますが、結局こう云うものは、市道以外は部落道路と云うかつこうになりますので、これまでも全部市の方の予算でやつておると云うことは、これはおそらく困難だとこう思うのであります。これは、もちろんそのお互いにこの地主が集つて何分率かで土地を出して、そしてここの工事をやると云う計画で最初地主の組合も立てたいと思いますので、地主の組合でその分をやり、又市道としてどの分をやると云うこの認定が先ではないかと、こう思うのであります。尚、前から何んとかして、これをこの計画を早く市に移して市としてやつてもらいたいと云う要望もありましたが、一応はそう云う精算の事務がどの程度進んで、そしてちゃんと引き継げる様になつておるかどうかと云うことについて、未だ充分にキアリチしておりますので、その他の續い点については、課長の方からこれを進めるにはどう云うふうにしちやいかんと云うことを、補足してもらつて、一応私の見解を申しのべたいとこう思つております

5番～今の課長の御説明では、この場所は、いわゆる道路は、市道に認定すべきであると云うふうに答弁されたと解しやすくしてよいですか、

市長～市道に認定すべきものは、どれどれであるかは、先ず最初に決めてその認定後に市はそれに工事を始めると云うのが段取の、

5番～この4ヶ所の内市道に認定してもいいと思われる様な場所がありますか、現在の段階で、

市長～大体市道の認定はですね、これは私、戦前のものからこう最近この何はもう少し課長の方から詳しく聞くことにしまして、部落から市役所にかよう道路、或は部落から部落に通する道路、こう云うものは戦前市町村道として、大方認されておつたとこう思つております

が、現在の新城の地域において、どれどれを市道として認定すべ

きであるが、これから現場を見て決定をしなければならんじやないかと、こう思うのであります。

5番～そうすると、該局、現場に行つて道路の状況を見なせば、市道に認定すべき、道路であるかないかは、現段階では、はつきり云えないことを云うことでありますね。

市長～はい。

5番～これは、先程も話しがありました、陳情書は当局にも来ておりますか、提出されておりますか。

市長～何んでありますか。

5番～この陳情事件は当局にも提出されておりますか。

市長～今さがしているんですが、私が未だこれを見るの故、この陳会に提出された文書を見て、話し合は。ち、ち、ち、それぐらいになりますかね、又吉さんもお口やらいになりますかね、陳女の前ですね、おつた土曜日に話を聞いただけであります。
審議はこれが始めてでありますか。

5番～更にそれじや、今見にても、明見にても、この同様な陳情事件が当局に提出された場合には、本会議場に×まで会せて最早く当局では現場に調査のための派遣をさせますか。

議長～暫休憩致します。(午後3時45分)

議長～再開致します。(午後3時55分)

市長～いわゆる提案して調整が出来るかと云う。

5番～いや現在の段階では、当局にも同様な陳情事件が来ているかどうかは現段階では未だはつきりしないと云う所ですね、そこで今見の夕方あたり、或は又明日の正午あたりに、当局にどの様な陳情事件が届いているかは、はつきりした場合には、それに基づいて現地調査に早速かかりますか、かかりたい考え方がありますか、先きの東京の問題では、いわゆる市道の既先に、それなりの、いわゆる候財して認定場合に認定されて、と云つた話でありますか、そのためには、いわゆる現場に行つて調査する必要がある事です。

市長～いわゆる陳会で報告して。

5番～いや、そうじゃないです。

きであるか、これから現地を見て又査定をしなければならんじやないかと、こう思うのであります。

5番～そうすると、結局、現場に行つて道路の状況を見なければ、市道に認定すべき、道路であるかないかは、現段階では、はつきり云えない」と云うことでありますね。

市長～はい。

5番～これは、先き程も話しがありましたが、陳情書は当局にも来ておりますか、提出されておりますか、

市長～何んでありますか、

5番～この陳情案件は当局にも提出されておりますか、

市長～今さがしているんですが、私が未だこれを見るのは、この議会に提出された文書を見て、個別話しあは4、5頁それぐらいになりますかね、又吉さん10頁ぐらいになりますかね、議会の前ですね、去つた土曜日に話を聞いただけであります。
書類はこれが始めてでありますか、

5番～更にそれじや、今日にでも、明日にでも、この同様な陳情案件が当局に提出された場合には、本会議中に又まことに合せて最早く当局では現場に調査のための派遣をさせますか、

議長～暫休憩致します。（午後3時45分）

議長～再開致します。（午後3時55分）

市長～いわゆる提案して調整が出来るかと云う、

5番～いや現在の段階では、当局にも同様な陳情案件が来ているかどうかは現段階では未だはつきりしないと云う訳ですね、そこで今日の夕方あたり、或は又明日の正午あたりに、当局にどの様な陳情案件が届いているかは、はつきりした場合には、それに基づいて現場調査に早速くかかりますか、かかりたい考えがありますか、先きの質問の説明では、いわゆる市道の認定は、それなりの、いわゆる検討して必要な場合に認定されて、と云つた話してあります、そのためには、いわゆる現場に行つて調査する必要が出て来る訳ですね、

市長～いわゆる議会で議決して、

5番～いや、そうじゃないです。

市 長～誰が前に行つて調査するかと云う、

5 番～はい、ですから今現段階で当局にちその様な事件が、陳情事件が来
ているか、来ないか極からぬ眼ですね、現在は、例えば、今晩の
夕時質疑していることがはつきりつかつてゐる場合ですね、これに
基づいて最と早く調査やりますかと云うことなんです、

市 長～おつしやる様に、

5 番～若しやられてですね、或は一員、或は二員開位いかかつて、市道に
確かにこの場所は認定する必要があるとお考えになつた場合には、
本会議にそのための手続を取られる用意がありますか、

市 長～はい、認定する様に、

議 長～暫休憩致します。（午後3時56分）

議 長～再開致します。（午後3時57分）

議 長～陳情第5号は質疑の段階において総統審議と致します、

議 長～陳情第6号、市体協への助成方についてを上程致します、本案は質
長の段階で総統審議になつておりましたので質疑を願います、

議 長～暫休憩致します。（午後3時58分）

議 長～再開致します。（午後3時59分）

議 長～市体協への助成方については、質疑の段階で総統審議と致します、

議 長～次は陳情第7号、盃旗会への助成方について海上程致します、本案
については、質疑の段階で総統審議になつておりましたので、質疑
を求めます、

議 長～暫休憩致します。（午後4時00分）

議 長～再開致します。（午後4時01分）

議 長～陳情第7号については、質疑の段階で総統審議と致します、

議 長～暫休憩致します。（午後4時02分）

議 長～再開致します。（午後4時03分）

市 番～議会前に行つて調査するかと云う。

5 番～はい。ですから今現段階で当局にもその様な案件が、陳情案件が来ているか、来ないか誰からない訳ですね、現在は、例えば、今朝の5時頃届いていることがはつきりわかつている場合ですね、これに基づいて最と早く調査やりますかと云うことなんです。

市 長～おつしやる様に。

5 番～若しやられてですね、或は一回、或は二回間位いかかつて、市道に確かにこの場所は認定する必要があるとお考えになつた場合には、本会議にそのための手続を取られる用意がありますか。

市 長～はい。認定する様に。

議 長～暫休憩致します。（午後3時56分）

議 長～再開致します。（午後3時57分）

議 長～陳情第5号は質疑の段階において継続審議と致します。

議 長～陳情第6号、市体協への助成方についてを上程致します。本案は質疑の段階で継続審議になつておりますので質疑を願います。

議 長～暫休憩致します。（午後3時58分）

議 長～再開致します。（午後3時59分）

議 長～市体協への助成方については、質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～次は陳情第7号、遺族会への助成方について上程致します。本案については、質疑の段階で継続審議になつておりますので、質疑を求める。

議 長～暫休憩致します。（午後4時00分）

議 長～再開致します。（午後4時01分）

議 長～陳情第7号については、質疑の段階で継続審議と致します。

議 長～暫休憩致します。（午後4時02分）

議 長～再開致します。（午後4時03分）

議 長～只今午時であります、時間延長することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め時間延長をすることに決定致します、

議 長～議案第24号、宜野湾市定例会条例の一部を改正する条例についてを上程致します、本議については、質疑の段階において総統審議になつてありますので質疑を求めます、

議 長～異議も大体つきたようありますが、質疑を打切る事に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本議に対する質疑を打切ることに致します、

議 長～本議に対する討論を求めます、

議 長～進行の声がありますが、討論を打切る事に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め討論を打切ることに致します、

議 長～では、議案第24号、宜野湾市議会定例会条例の一部を改正する条例を委託に付します、

議 長～原案に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、企公一括でもつて議案第24号、宜野湾市議会条例の一部を改正する条例についてを原案通り可決決定致します、

議 長～暫休憩致します。(午後4時07分)

議 長～再開致します。(午後4時26分)

議 長～休憩中にお詫び致しました通り、議案第20号、宜野湾市部課設置条例の一部を改正する条例並びに議案第21号宜野湾市職員定数規

議 長～只今4時であります。時間延長することに御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め時間延長をすることに決定致します。

議 長～議案第24号、宣野湾市定例会条例の一部を改正する条例について
を上呈致します。本案については、質疑の段階において継続審議になつておりますので質疑を求めます。

議 長～質問も大体ついたようですが、質疑を打切る事に御異議ござ
いませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、本案に対する質疑を打切ることに致しま
す。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～進行の声がありますが、討論を打切る事に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め討論を打切ることに致します。

議 長～では、議案第24号、宣野湾市議会定例会条例の一部を改正する条
例を表決に付します。

議 長～原案に御異議ございませんか、

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がないものと認め、全会一致でもつて議案第24号、宣野湾
市定例会条例の一部を改正する条例についてを原案通り可決決定致
します。

議 長～暫休憩致します。(午後4時07分)

議 長～再開致します。(午後4時26分)

議 長～休憩中にお詫び致しました通り、議案第20号、宣野湾市部課設置
条例の一部を改正する条例並びに議案第21号宣野湾市職員定数条

例の一議を改正する条例については、審査委員会に付託することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左報決定致します。尚審査の方法は先に申し上げた通り、2ヶ月までに本会議に報告してもらう様に願います。

議長～次は陳情第5号、市道の道路工事（側溝を含む）早期施行陳情については、協工委員会に付託することに致したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がないものと認め、左報決定致します。尚審査の方法は先に申し上げた通り、2ヶ月までに本会議に報告してもらう様に願います。

議長～次は陳情第6号の市体協への助成方について、更に陳情第7号の道体協への助成方については、財政委員会に附託することに致します。方法は先き申し上げました通りであります。

議長～留休憩致します。(午後4時30分)

議長～再開致します。(午後4時31分)

議長～本日の質疑は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の会議を終ることに致します。
尚明早段午前2時より再開することに致します。

議長～散会(午後4時32分)

例の一部を改正する条例については、総務委員会に付託することに御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。尙審査の方法は先に申し上げた通り、24日までに本会議に報告してもらう様に願います。

議長～次は陳情第5号、市道の道路工事（側溝を含む）早期施行陳情については、経工委員会に付託することに致したいと思いますが、御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がないものと認め、左様決定致します。専審査の方法は先に申し上げた通り、24日までに本会議に報告してもらう様に願います。

議長～次は陳情第6号の市体協への助成方について、更に陳情第7号の遺族会への助成方については、財政委員会に附託することに致します。方法は先き申し上げました通りであります。

議長～暫休憩致します。（午後4時30分）

議長～再開致します。（午後4時31分）

議長～本日の日程は全部終了致しましたので、これを以つて、本日の会議を終ることに致します。
尚明宵は午前10時より再開することに致します。

議長～散会（午後4時32分）